

特記仕様書

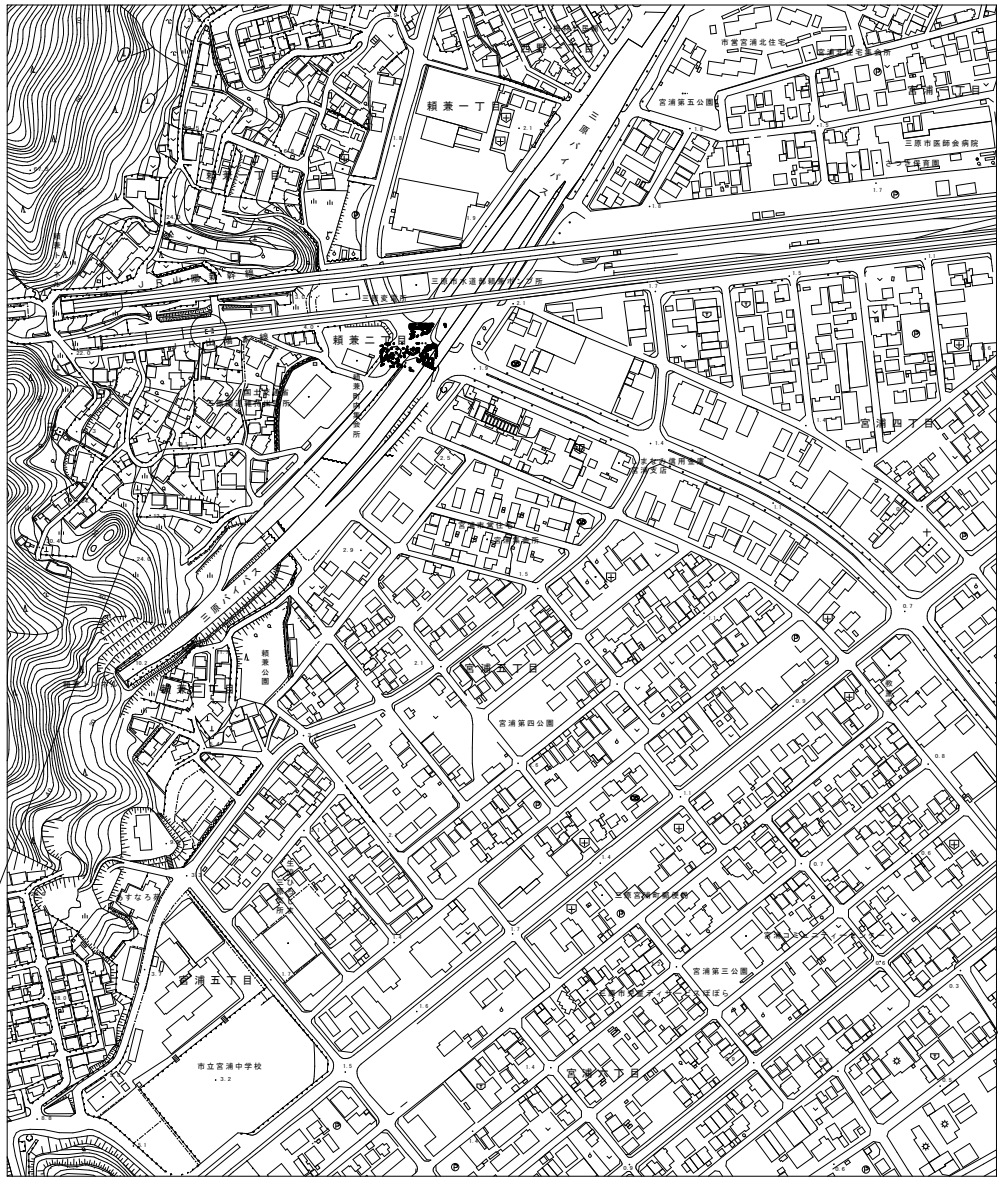
工事名称	消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事
工事場所	三原市頼兼一丁目外
工事内容	消防団格納庫及びホース乾燥柱の解体を行う。
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書（令和4年版 国土交通省官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 ・建築基準法、同施行令、同施行規則 ・消防法、同施行令 ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則 ・建設業法、同施行令、同施行規則 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・石綿障害予防規則 ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法 ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令 ・その他関係法令
疑義変更	本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。 商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。 設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和7年2月27日をもって工期とする。 このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
留意事項	・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。 ・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。 ・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。 ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 ・本工事は「三原市週休2日工事等実施要領」（令和6年4月1日制定）の対象工事とする。 ・工事着手前までに「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。 ・「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。 ・週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。 ・デジタル化を積極的に推進すること。 ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。 ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。 ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り扱い工事及び工程等の調整を行うこと。 ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用

すること。

- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・工事期間中は、工事用出入口に交通誘導員を常時配置し、付近の交通の安全を図ること。その他、必要な場所に交通誘導員を配置し、事故及び危険防止に努めること。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
- ・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・足場については、交差筋交い及び外部シートとは別に、高さ15センチメートル以上の幅木を外部・内部の両側に設置すること。（※労働安全衛生法の基準以上の足場とし、安全に配慮する。）
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・石綿含有建材の調査（書面及び目視調査、検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・工事着手前までに石綿含有建材の事前調査結果を書面にまとめて発注者に対し説明を行い、労働基準監督署及び所轄官庁へ報告すること。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(最新版)に基づくこと。
- ・仮使用申請、道路使用、道路改築申請等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・工事着種前に、西日本旅客鉄道株式会社三原保線区と覚書を取り交わすこと。
- ・使用する重機ごとに、線路近接工事に該当する位置を確認して、線路近接工事に該当しないような位置に重機を配置して作業すること。
- ・使用重機と線路の平面・断面関係については、事前に検討し、西日本旅客鉄道株式会社広島保線区と協議をすること。
- ・線路近接工事とする必要がある場合は、事前に西日本旅客鉄道株式会社広島保線区と協議を行い、必要な対策を実施した上で作業すること。この対策費用は工事に含むものとする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A-01	タイトル、図面リスト、（頼兼格納庫）付近見取図		A-08	（西宮格納庫）屋根伏図、断面図	1/50 1/20
A-02	解体工事特記仕様書		A-09	（旧木原分団屯所）付近見取図、ホース乾燥柱姿図（参考図）	1/200
A-03	（頼兼格納庫）配置図、平面図、立面図	1/50 1/20	A-10	（旧南部分団屯所）付近見取図、ホース乾燥柱姿図（参考図）	1/200
A-04	（頼兼格納庫）屋根伏図、断面図	1/50 1/20	A-11	（旧西部分団屯所）付近見取図、ホース乾燥柱姿図（参考図）	1/200
A-05	（頼兼格納庫）外構図・仮設計画図（参考図）、フェンス詳細図	1/100 1/20	A-12	（旧西野分団屯所）付近見取図、ホース乾燥柱姿図（参考図）	1/200
A-06	（西宮格納庫）付近見取図		A-13	（旧東部分団屯所）付近見取図、ホース乾燥柱姿図（参考図）	1/200
A-07	（西宮格納庫）配置図、平面図、立面図、仮設計画図（参考図）	1/50 1/20			



工事場所（頼兼格納庫）
三原市頼兼一丁目
※JR山陽本線高架下

付近見取図

出典
※国土地理院図を一部編集



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

タイトル、図面リスト
（頼兼格納庫）付近見取図

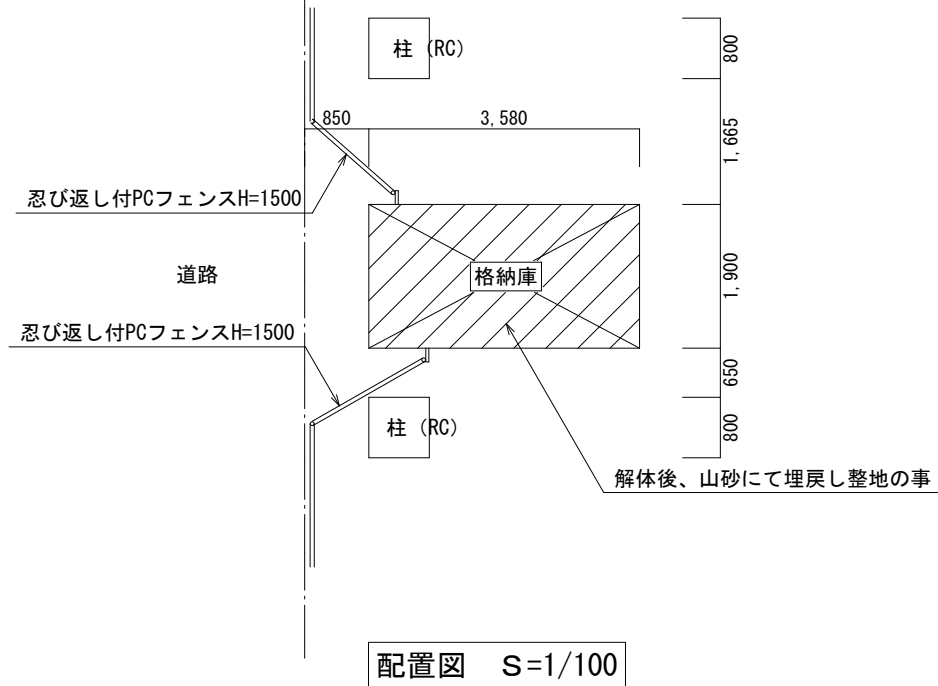
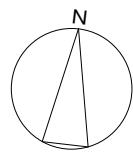
縮尺

No. Scale

図面番号

A-01

Ⅰ 工事概要 1 工事名称 消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事 2 工事場所 三原市頤養一丁目外 3 構造・規模 C造 4 工事項目 (1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による） 5 別途工事 6 公衆災害防止措置 ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。 イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月2日付 建設事務次官通告）」に基づき実施すること。 7 現状復旧 工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。 8 その他 (1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に譲け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2)解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能、工法検査方法等を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（Ⅰ.1.13）を優先する。 (3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うこと。当該課より連絡があれば対応すること。 ・公共事業分務費調査……工事中に実施（該営業等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）		Ⅱ 解体工事仕様 1 共通仕様 (1)図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書 最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。 解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。 2. 特記仕様 (1)項目は○印のついたものを適用する。 (2)特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と※印のついた場合は共に適用する。 (3)特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。 (4)特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。 (5)特記事項に記載の＜ ＞内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。		Ⅲ 安全確保 (1)安全確保 [1. 3. 6～1. 3. 8] (1)受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分にに行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して、工事施工をすること。なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅員の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者を置き、作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが5m以上のもの）の解体作業を行う場合、は、労働安全衛生法第14条に基づく技能講習を終了したものとす。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は、平成3年1月2日付け発基第39号「安全衛生教育の推進に ついて」及び平成元年9月5日付け発基第485号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。 [1. 2. 3] 下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「蓄積工事写真撮影要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設されている部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督職員が指示する箇所は、A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：1部 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所） 監督職員が指示する箇所 （写真規格） ・カラーサービス版 ・カラーキャビネット （規格・提出部数） ・A4版クリアファイル 部 ・A4版写真台紙 部 ・アルバム 部 (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のネガ・データは工事完成後、受注者において2年間保管すること。 [1. 3. 3～1. 3. 4] 工事用力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する ・電気保安技術者 ※適用しない ・適用する [1. 3. 6] 工事施工に当たっての近隣との折衝は次による。また、経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 (1)地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし、あらかじめその概要を報告する。 (2)工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。 [1. 5. 4] 監督職員による随時の立入り検査を行う。 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。 [1. 6. 2] ※行わない ・行う（回数及び時期については監督職員の指示による。） [1. 6. 2] 別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月2回1部提出すること。 [1. 3. 10] [4. 1. 3～4. 5. 1] ・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCBを含む「汚」が、 ・次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する (1)建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 ○建設発生土 ○コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材 (2)金属類 (3)小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 ※無し ・有り（・蛍光灯ランプ・HDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となつたもの）の縮減 ※無し ・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し ・有り（ ・産業廃棄物広域認定制度の適用 ※無し ・有り（ ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し ・有り（・CCA処理木材 ・ひ素、が「M」含有石膏ボード） (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） ②本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 ③本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場へ搬入する建設廃棄物については、広島 県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。 なお、本工事で、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。 [1. 2. 1] 検査期間としての13日間を含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し、監督職員の手交を受ける。 [1. 2. 2] 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうち、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、発生材の処分計画） [1. 3. 5] (1)作業時間は、原則午前8時半から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 なお、時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた		Ⅳ 解体施工 1 事前措置 9章 機械設備による。それ以外は下記による (1)給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び根、配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ② 水道、ガス、下水等の切断位置等は本杭等で明示する。また、記録を残し監督職員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や、切り回し必要箇所等は図示による。 (2)落下するもののある付属物は撤去すること。 (3)解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 (4)電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 (5)衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。 (6)浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること [3. 2. 1] [3. 9. 1] 基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し、砂利地業・割り石まで行なうこと。 [3. 9. 2] ※解体する（・引き抜き工法 ・破砕工法 ・ ） ・残置する ① 杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督職員に提出する。 ② 残置杭の中、杭の破砕跡は、現場発生の良い質土で埋め戻すこと。 ③ 残置する杭頭は、キャップ等で被いコンクリートを打設すること。 [3. 10. 1] 附属物の解体 ・行う ・行わない [3. 11. 1] 舗装の路盤の解体 ○行う ・行わない 樹木の伐採伐根及び移植 ・行う ・行わない [3. 12. 1] 地下埋設物及び埋設配管の撤去 ○行う ・行わない 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督職員に報告し、対応策を協議すること。 [3. 13. 1] 解体後の埋戻し及び盛土 ○行う 整地高さ ・現状G.L ○図示 埋戻し及び盛土の材料 ○山砂の類 ・他現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 ・現場発生の良い質土 ・行わない 土砂流出の恐れがある部分は、土のう等で処置すること。 [5. 4. 1] ・設置する ○設置しない ・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の仕様等 種別 ・木杭・ロープ ・木杭・番線張り ・（ 高さ H=（ 設置範囲 ※図示 ・敷地境界全域 1章 一般共通事項 7 発生材の処理等 による。 それ以外は下記による。 [5. 4. 1] 8章 電気設備、9章 機械設備による。それ以外は下記による ・PCBを含む機器類の処理 分析調査 ・行う 採取場所（ 除去範囲 ※図示 ・PCB含有シーリング材の処理 分析調査 ・行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※図示 ・廃油の処理 処分方法 ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理 除去範囲 ※図示 ・廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲 ※図示 ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理 ・ダイオキシンの処理 サンプリング調査 ・行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※図示 解体方法 処分方法		Ⅴ 建設廃棄物の処理 4 建設廃棄物の処理 5 特別管理産業廃棄物の処理 1 特別管理産業廃棄物の処理等 8章 電気設備、9章 機械設備による。それ以外は下記による [5. 4. 1] ・PCBを含む機器類の処理 分析調査 ・行う 採取場所（ 除去範囲 ※図示 ・PCB含有シーリング材の処理 分析調査 ・行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※図示 ・廃油の処理 処分方法 ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理 除去範囲 ※図示 ・廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲 ※図示 ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理 ・ダイオキシンの処理 サンプリング調査 ・行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※図示 解体方法 処分方法		Ⅵ 石綿含有建材の除去等 6 石綿含有建材の除去等 1 調査 調査 ・石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ・あり（分析調査済み） ） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロソドライト、トシモライト 分析方法 材料名 分析方法（定性） 分析方法（定量） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2 JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 材料が仕上塗材	
---	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--



凡例



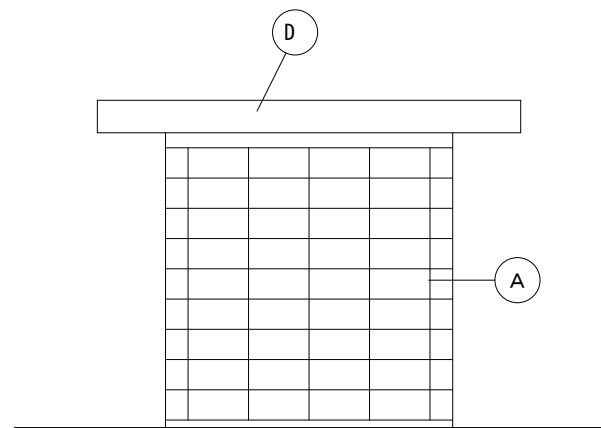
解体建物
(基礎共)

外部仕上表

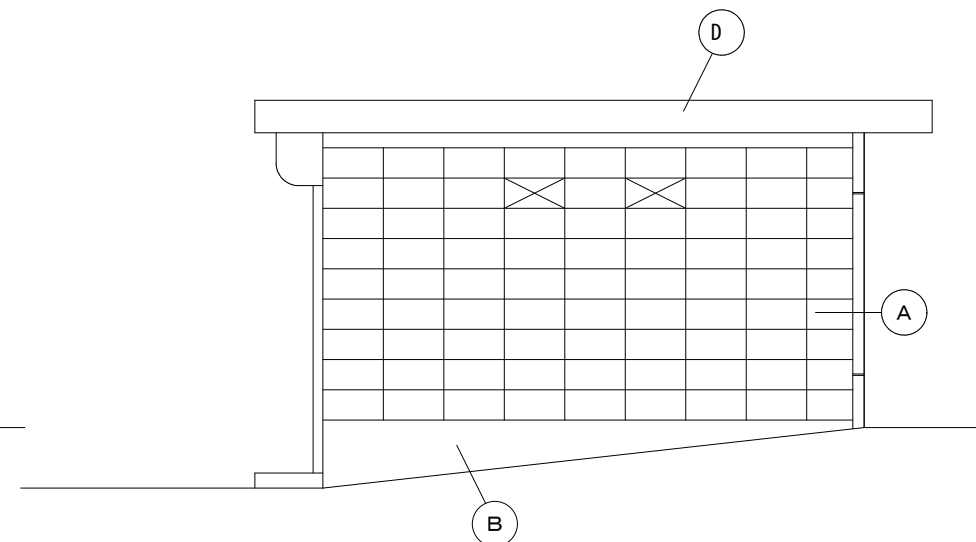
A	コンクリートブロック化粧積み
B	モルタル刷毛引き
C	軽量バランスシャッター
D	モルタル金こて

内部仕上表

室名	格納庫	CH:2250
床	コンクリート金こて	
巾木	コンクリート打放し	
壁	コンクリートブロック化粧積み t=150	
天井	コンクリート打放し	
備考		

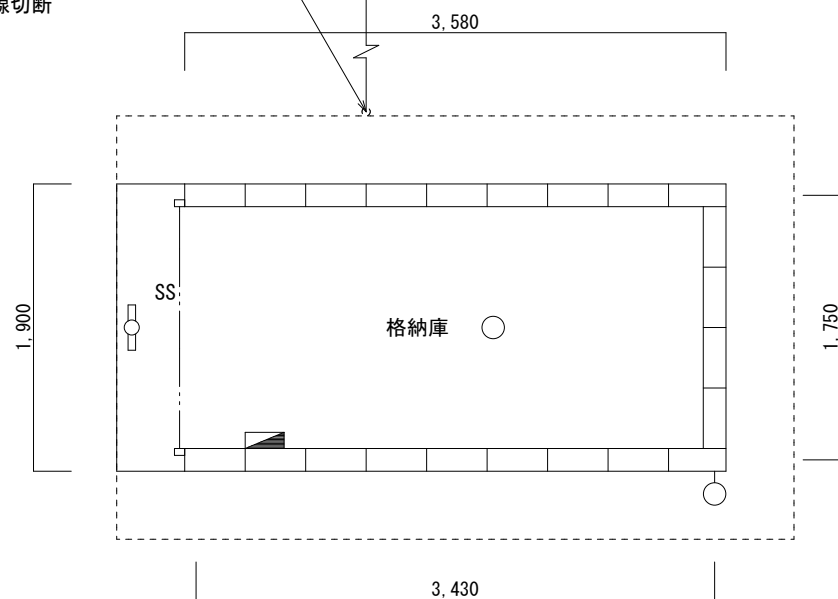


西側立面図 S=1/50



南側立面図 S=1/50

受電金具：隣接ゴミ置場へ移設の上
引込線切断



凡例



蛍光灯

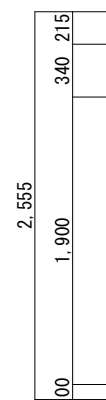


白熱灯

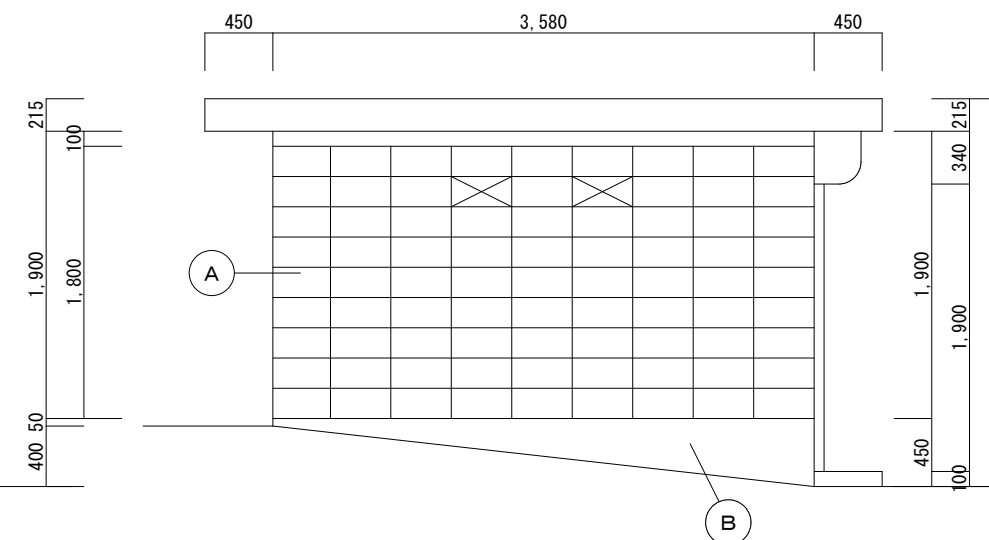


ブレーカー

平面図 S=1/50



東側立面図 S=1/50



北側立面図 S=1/50



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長

係長

設計

校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

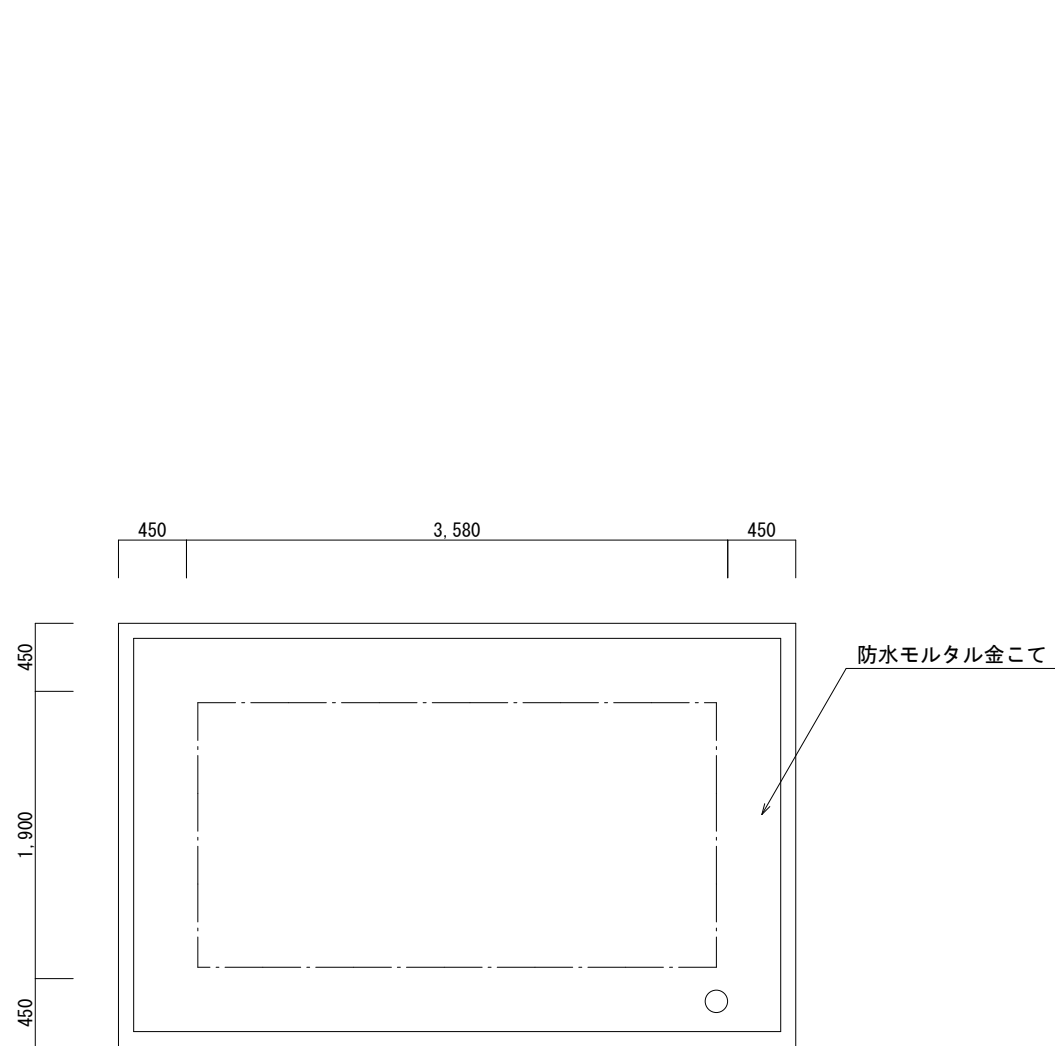
(頼兼格納庫)
配置図、平面図、立面図

縮尺

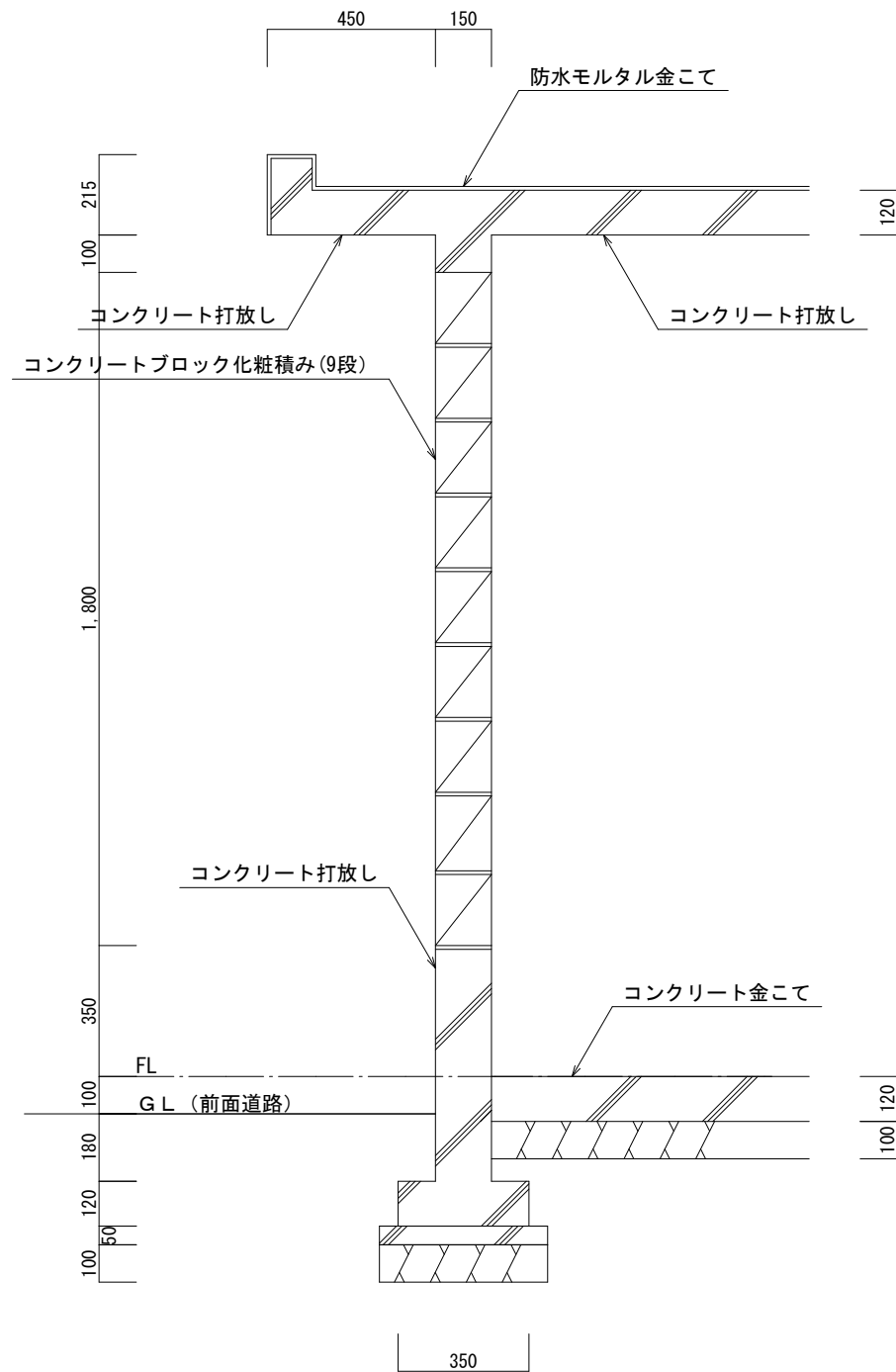
No
Scale

図面番号

A-03



屋根伏図 S=1/50

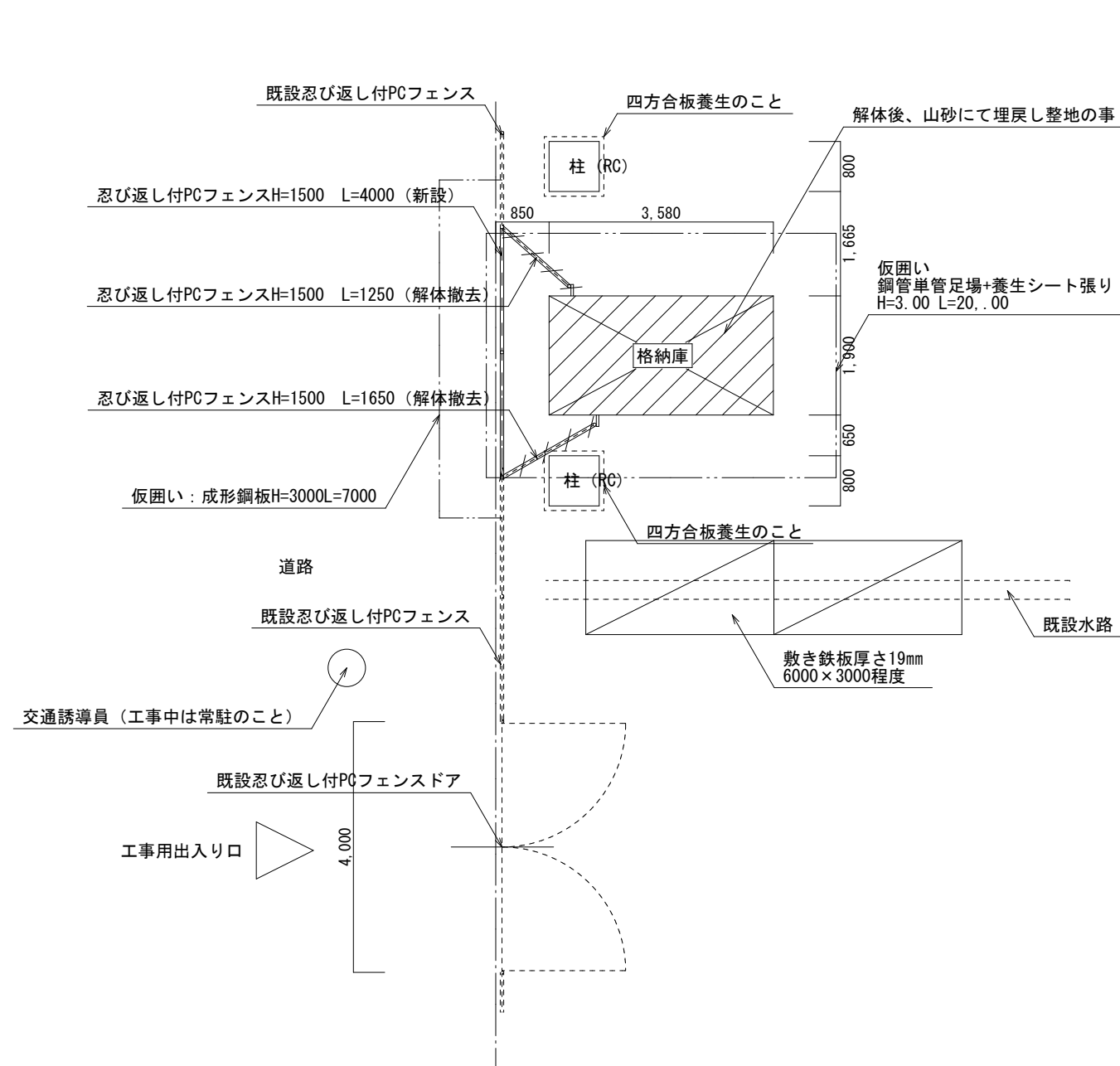
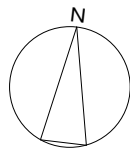


断面図 S=1/20

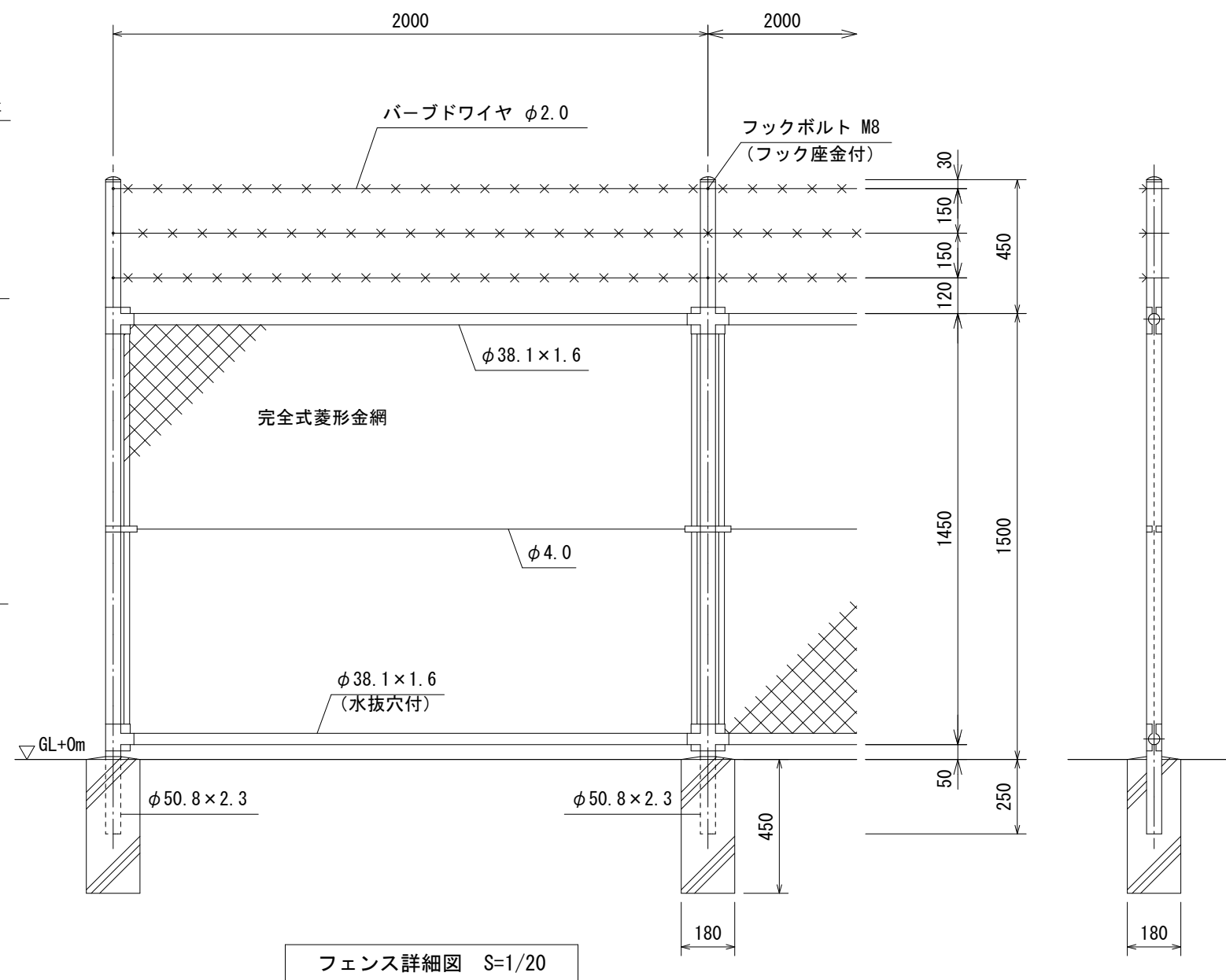


三 原 市 役 所
三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	1/50 1/20	図面番号	A-04
						消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事	(頼兼格納庫) 屋根伏図、断面図				



外構図・仮設計画図（参考図） S=1/100



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

(頼兼格納庫)
外構図・仮設計画図（参考図）
フェンス詳細図

縮尺

1/100
1/20

図面番号

A-05

三原市西野四丁目

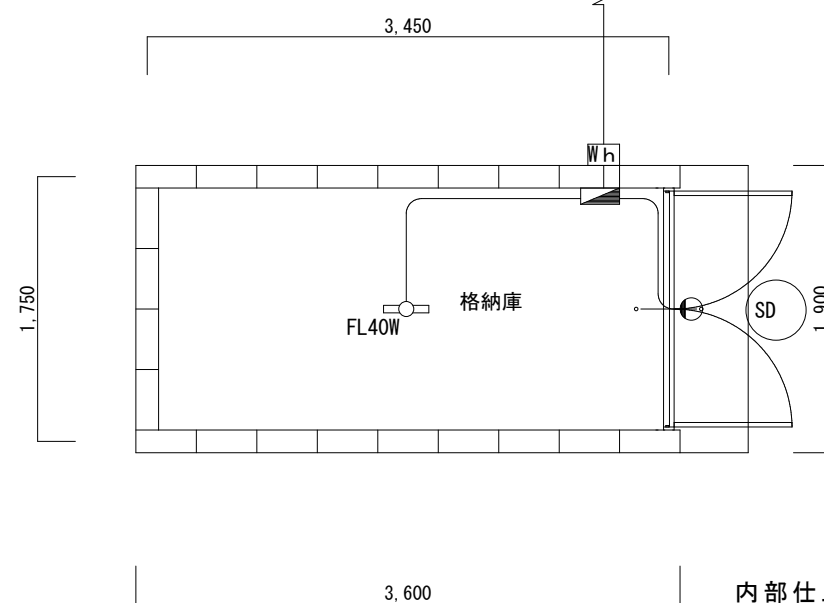
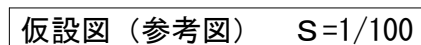
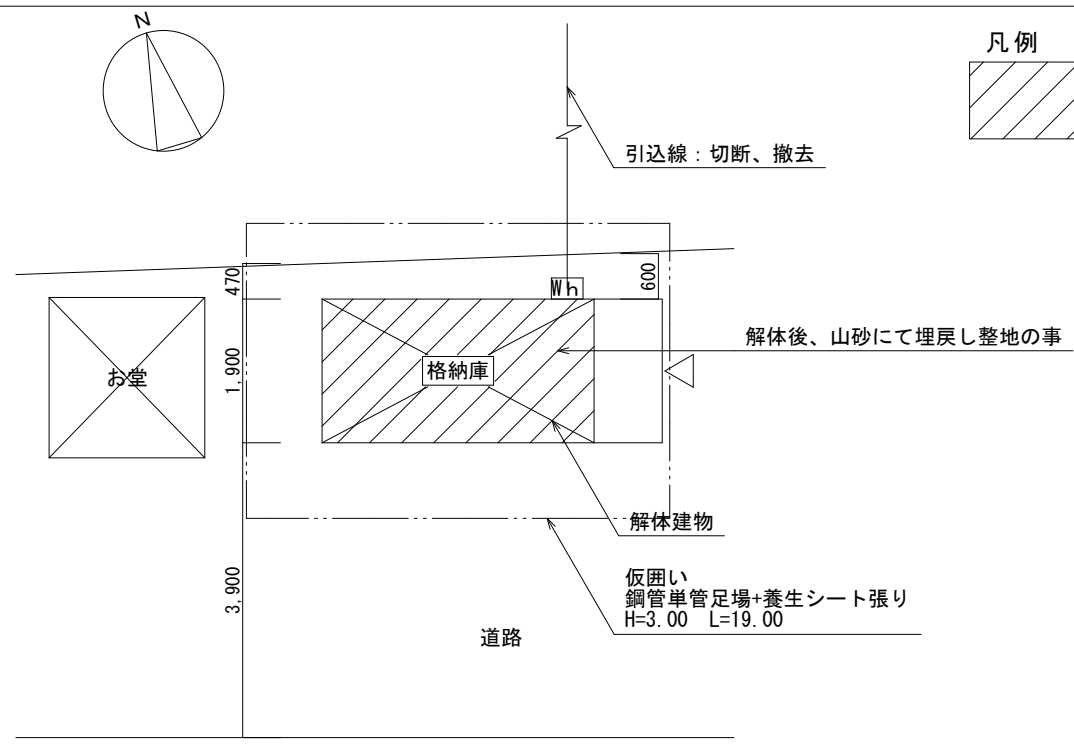


※国土地理院図を一部編集

付近見取図



A - 0 6



内部仕上表

室 名	格納庫	CH:2070
床	コンクリート金こて	
巾 木	コンクリート打放し	
壁	コンクリートブロック化粧積み t=150	
天 井	コンクリート打放し	
備 考	蛍光灯安定器にはPCB使用は無し	

外部仕上表

A	コンクリートブロック化粧積みの上吹付塗装
B	モルタル刷毛引きの上吹付塗装
C	両開き戸（スチール製）
D	モルタル刷毛引きの上吹付塗装

コンクリートブロック及びコンクリートの上吹付塗装
(下地調整材にアスベスト(レベル3)を含有している)※

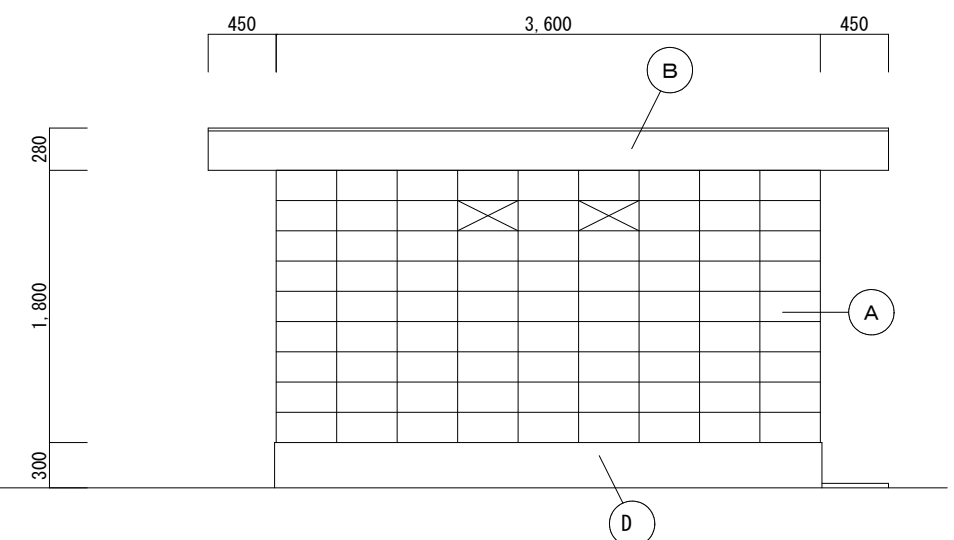
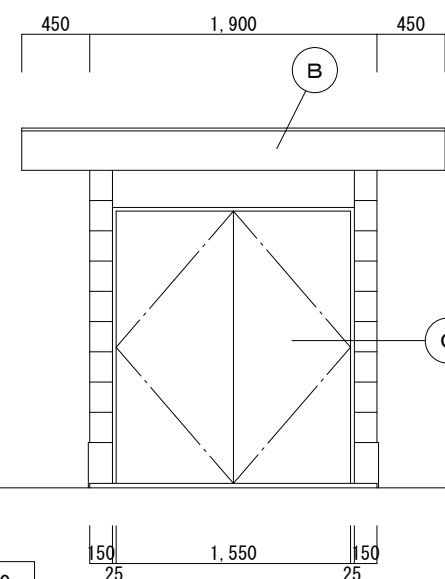
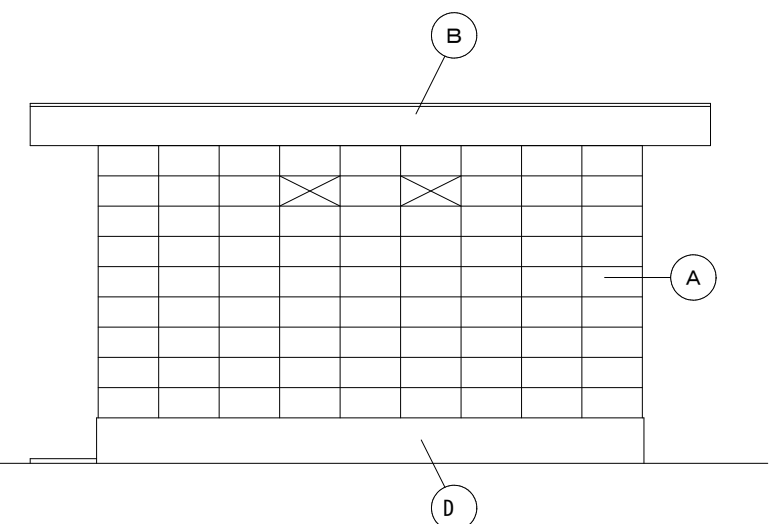
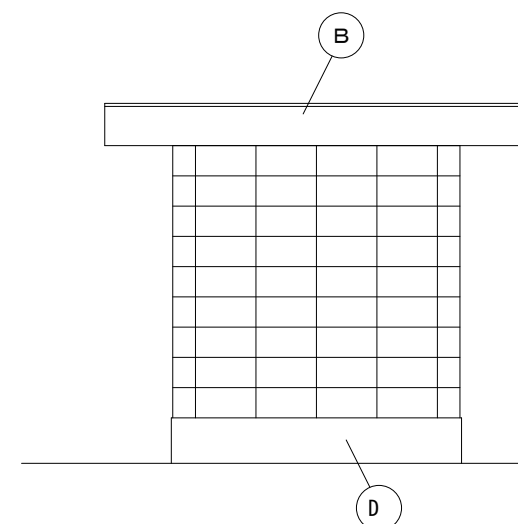
アスベスト撤去 外壁・軒裏アスベストは吹付塗装の下地調整材に含有しており
すべて撤去処分

(除去工法：集塵機付きディスクグラインダーケレン工法)

(プラスチックシート養生有り, 負圧無し)

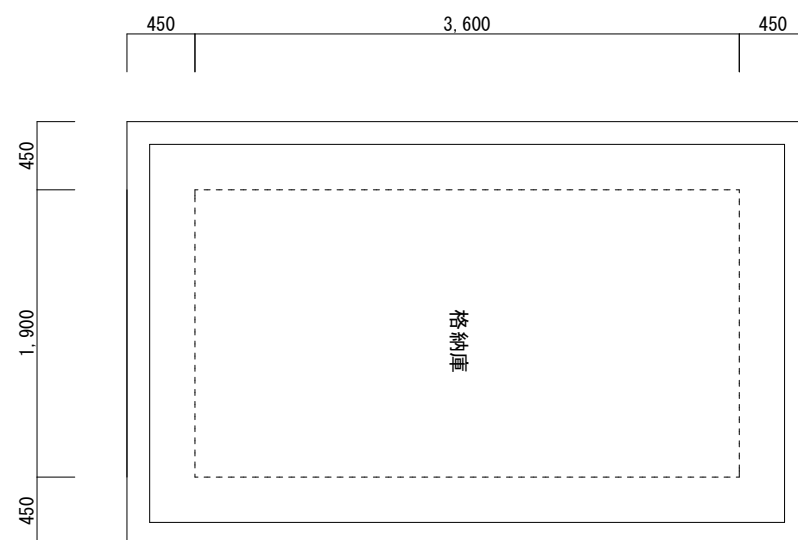
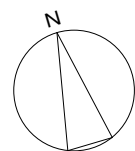
※ アスベスト含有分析調査済み

※ 本工事に石綿粉塵濃度測定を見込んでいる

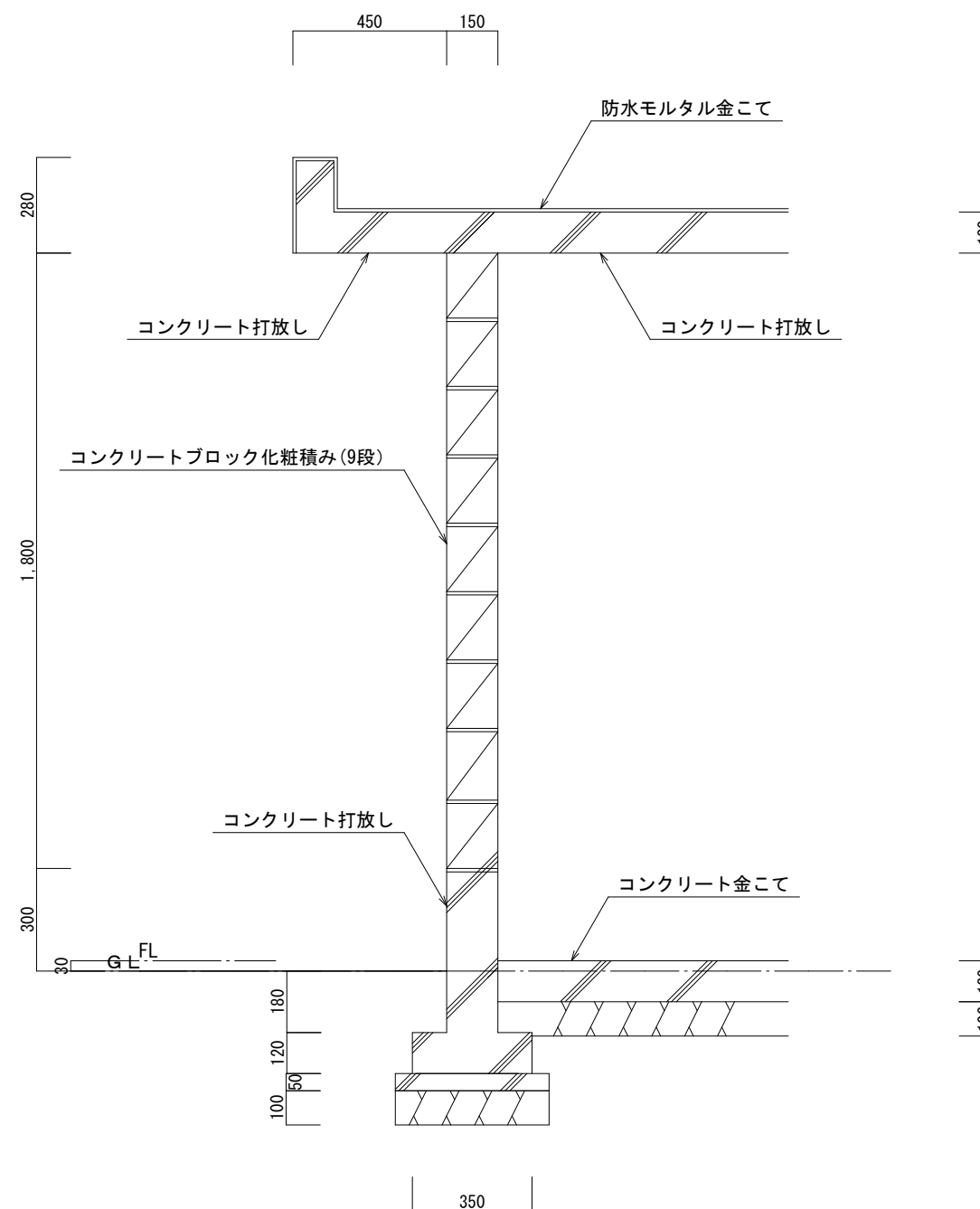


凡例

	蛍光灯
	白熱灯 壁付
	ブレーカー
	電力量計
	建具符号 鋼製建具（両開き戸）



屋根伏図 S=1/50



断面図 S=1/20



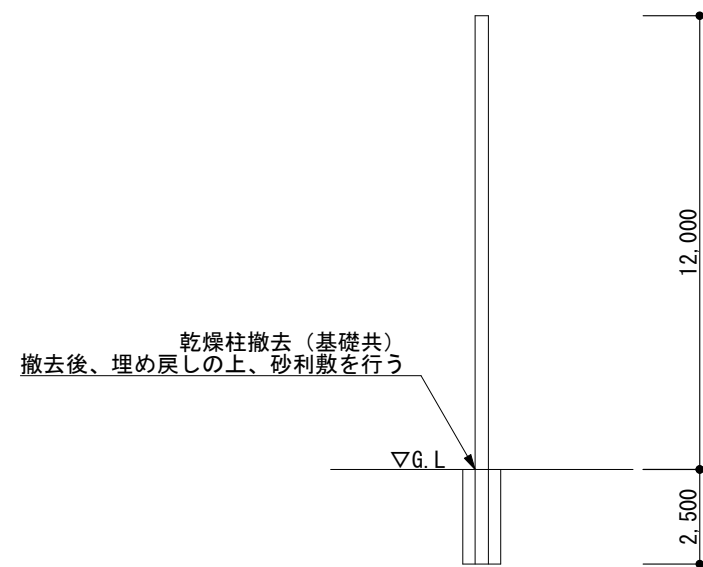
三 原 市 役 所
三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	1/50 1/20	図面番号	A-08
						消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事	(西宮格納庫) 屋根伏図、断面図				



対象箇所（旧木原分団屯所ホース乾燥柱）

付近見取図 No Scale



ホース乾燥柱姿図（参考図） S=1/200



三 原 市 役 所

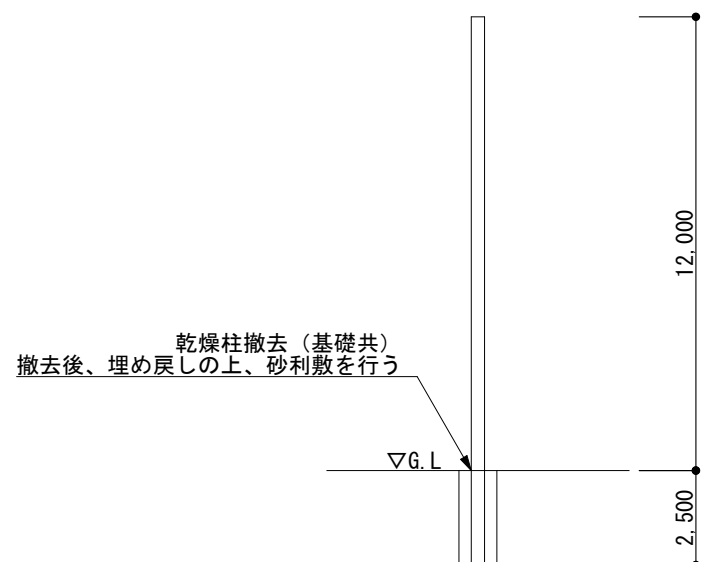
三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事	図面名称	(旧木原分団屯所) 付近見取図 ホース乾燥柱姿図（参考図）	縮尺	No Scale 1/200	図面番号	A-09
----	----	----	----	----	----	-----	-------------------	------	-------------------------------------	----	----------------------	------	------



付近見取図 No Scale

対象箇所（旧南部分団屯所ホース乾燥柱）



ホース乾燥柱姿図（参考図） S=1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

（旧南部分団屯所）
付近見取図
ホース乾燥柱姿図（参考図）

縮尺

No
Scale
1/200

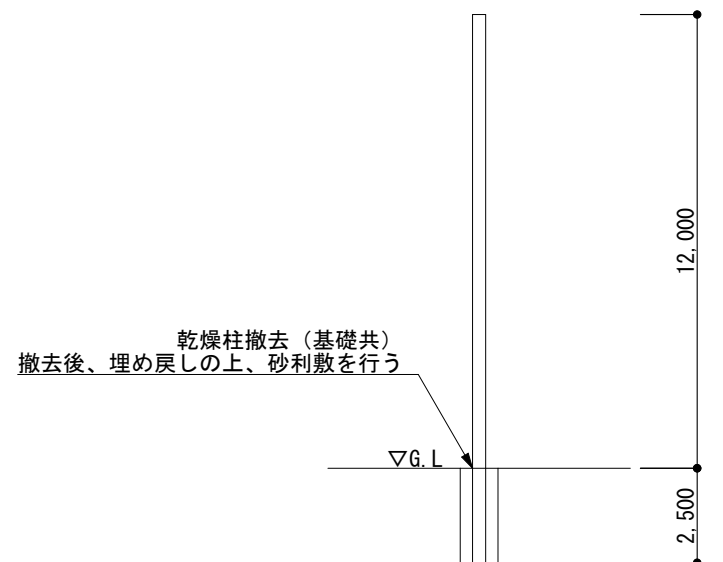
図面番号

A-10



付近見取図 No Scale

対象箇所（旧西部分団屯所ホース乾燥柱）



ホース乾燥柱姿図（参考図） S=1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

（旧西部分団屯所）
付近見取図
ホース乾燥柱姿図（参考図）

縮尺

No
Scale
1/200

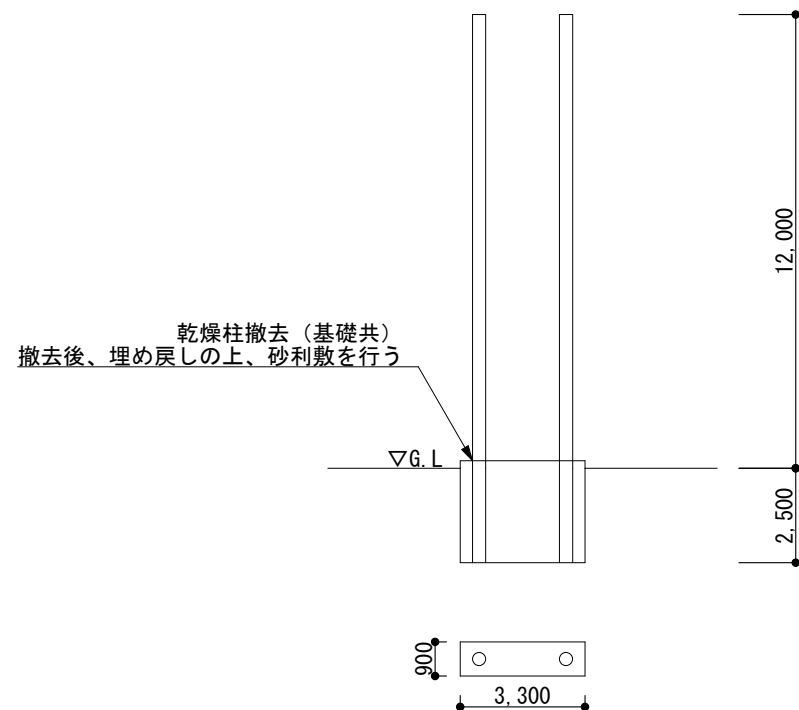
図面番号

A-11



付近見取図 No Scale

対象箇所（旧西野分団屯所ホース乾燥柱）



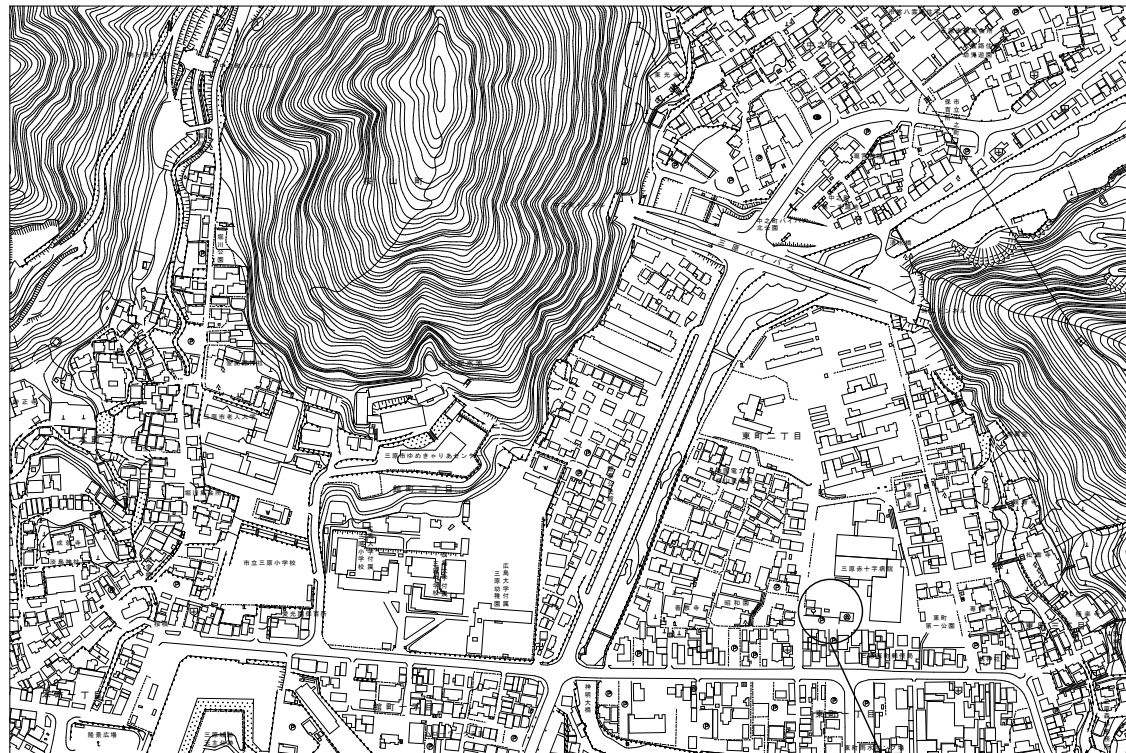
ホース乾燥柱姿図（参考図） S=1/200



三原市役所

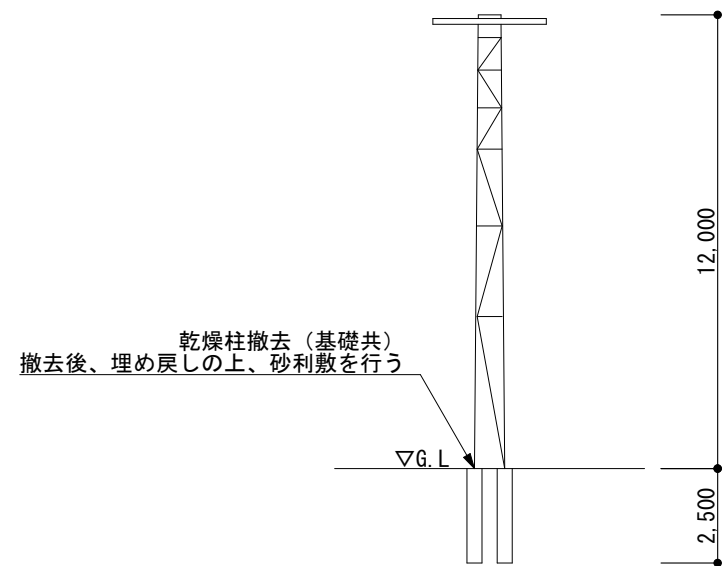
三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	No Scale 1/200	図面番号	A-12
						消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事	(旧西野分団屯所) 付近見取図 ホース乾燥柱姿図（参考図）				



付近見取図 No Scale

対象箇所（旧東部分団屯所ホース乾燥柱）



ホース乾燥柱姿図（参考図） S=1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長

係長

設計

校閲

日付

備考

工事名

消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

図面名称

（旧東部分団屯所）
付近見取図
ホース乾燥柱姿図（参考図）

縮尺

No
Scale
1/200

図面番号

A-13

参 考 数 量 表

工 事 名 称 消防団格納庫・ホース乾燥柱解体工事

工 事 場 所 三原市頼兼一丁目外

[工 事 概 要]

用途, 構造, 面積	格納庫・コンクリートブロック造・6.8㎡（頼兼格納庫）6.0㎡（西宮格納庫） ホース乾燥柱　5か所	
工　事　範　囲	解体工事一式	
別　途　工　事	無　し	
工　　　　　期	契約締結日の翌日　～　　　令和7年2月27日	
一　般　事　項		
《 工事予算内訳 》　　　　　　　　　　　合　計　金　額		
〈内　　　　　訳〉		
区　　　　　分	金　　　　　額	概　　　　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

工事費内訳

名 称		数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費					
建築工事		1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
工事価格		1	式		
消費税等相当額		1	式		消費税率 10 %
工事費		1	式		
調査基準価格		1	式		
調査基準価格の100/110		1	式		

消防団格納庫 科目別内訳

賴兼格納庫解体

[illegible]

消防団格納庫 科目別内訳

西宮格納庫解体

[illegible]

ホース乾燥柱 科目別内訳

旧木原分团屯所

[illegible]

ホース乾燥柱 科目別内訳

旧南部分团屯所

[illegible]

ホース乾燥柱 科目別内訳

旧西部分团屯所

[illegible]

ホース乾燥柱 科目別内訳

旧西野分团屯所

[illegible]

ホース乾燥柱 科目別内訳

旧東部分団屯所

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

頼兼格納庫解体		とりこわし		とりこわし		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(建物)						
鉄筋コンクリート基礎解体		1.3	m3			
鉄筋コンクリート躯体解体		1.7	m3			
土間コンクリート解体		0.7	m3			
無筋コンクリート解体		0.3	m3			
鉄筋切断	集積共	3.7	m3			
碎石撤去		1.2	m3			
CB撤去	コンクリートブレイカ 集積共	1.9	m3			
(電気器具)						
電気器具撤去		1	式			別紙 00-0001
計						

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

西宮格納庫解体		とりこわし		とりこわし		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(建物)						
鉄筋コンクリート基礎解体		1.1	m3			
鉄筋コンクリート躯体解体		1.8	m3			
土間コンクリート解体		0.7	m3			
無筋コンクリート解体		0.3	m3			
鉄筋切断	集積共	3.6	m3			
碎石撤去		1.2	m3			
CB撤去	コンクリートブレイカ 集積共	2.3	m3			
(電気器具)						
電気器具撤去		1	式			別紙 00-0002
計						

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 細目別内訳

西宮格納庫解体		環境配慮改修		アスベスト撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【養生】						
再下段部床養生	プラスチックシート 厚0.15mm以上 二重	33.3	m ²			
足場上床養生	プラスチックシート 厚0.15mm以上 一重	66.6	m ²			
【アスベスト除去】						
外壁塗材撤去 (下地調整材共)	集塵装置付きディスクグラインダー	21.2	m ²			
機器損料費	GSCウェットサンダー	4	台・日			
真空掃除機損料	HEPAフィルター付	4	台・日			
カバーアップ剤散布	除去面、床養生材	21.2	m ²			
廃石綿密封処理	二重梱包（除去塗材・床養生材共）	1	式			
清掃費	施工区画二回清掃	99.9	m ²			
消耗品費	防護服・手袋・マスク等	21.2	m ²			
【粉塵濃度測定費】						
作業前、作業中、 作業後		8	回			
【産業廃棄物処分費】						
特別管理産業廃棄物運搬費	4 t（1車-8m3）	1	台			

消防団格納庫 細目別内訳

[illegible]

ホース乾燥柱 細目別内訳

[illegible]

ホース乾燥柱 細目別内訳

[illegible]

ホース乾燥柱 細目別内訳

[illegible]

ホース乾燥柱 細目別内訳

[illegible]

ホース乾燥柱 細目別内訳

[illegible]

消防団格納庫 別紙明細

[illegible]

消防団格納庫 別紙明細

[illegible]

共通仮設費(積上) 明細

[illegible]